○厚生労働省令第十八号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条及び第二十条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）
第二条の二　法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。	**第二条の二**　法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第十七条若しくは第十八条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。	三　法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。
四～九　（略）	四～九　（略）
（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者）	（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者）
第二条の三　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、求職者以外の者であつて、次に掲げる者とする。	（新設）
一　事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者	
二　教育実習、看護実習その他の実習を受ける者	
（法第十五条第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）	（法第十一条の三第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）
第二条の四　法第十五条第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。	**第二条の三**　法第十一条の三第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第十七条若しくは第十八条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。	三　法第十七条若しくは第十八条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。
四～九　（略）	四～九　（略）
（法第十七条の措置）	（法第十七条の措置）
第二条の五　（略）	**第二条の五**　（略）
（男女雇用機会均等推進者の選任）	（男女雇用機会均等推進者の選任）
第二条の六　事業主は、法第十九条に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。	**第二条の六**　事業主は、法第十九条に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。
（主任調停委員）	（主任調停委員）
第三条　紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の会長は、調停委員のうちから、法第二十四条第一項の規定により委任を受けて同項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停委員（以下「主任調停委員」という。）を指名する。	**第三条**　紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の会長は、調停委員のうちから、法第十八条第一項の規定により委任を受けて同項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停委員（以下「主任調停委員」という。）を指名する。
2　（略）	2　（略）
（調停の申請）	（調停の申請）
第六条　法第二十四条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る紛争の関係当事者（労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出しなければならない。	**第六条**　法第十八条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る紛争の関係当事者（労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出しなければならない。
（関係当事者等からの事情聴取等）	（関係当事者等からの事情聴取等）
第八条　法第二十六条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。	**第八条**　法第二十条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。
2　（略）	2　（略）
3　法第二十六条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、同条の規定に	3　法第二十条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、同条の規定に